保 護 者 の 皆 様

浜 寺 太 陽 幼 稚 園

登園許可証明書に ついて

学校保健法施行規則では、学校等において予防すべき伝染性感染症（伝染病）の種類とその流行予防のために必要な措置として、出席停止の期間の基準等が定められています。教育の場、集団生活の場として望ましい環境を維持するとともに、患者ご本人の疾患が治癒し健康が回復するまで、十分に治療して休養をとって戴く事もまた重要である事は申すまでもありません。不幸にして、お子様が下記の様な病名の診断を受けられました折には、上記の趣旨をご賢察の上、病状の経過等かかりつけのお医者様と十分にご相談戴き、集団生活への復帰に支障のない状態になられてから登園して頂きます様よろしくお願い申し上げます。その際、誠にご面倒乍ら下記の登園許可証明書を医療機関へご提出頂き、医師の証明を受けて登園時に園の方へご提出下さいます様お願いいたします。なお、当該期間中は書類上出席停止の扱いとなり、欠席扱いとはなりませんのでその点も併せてお含み置き下さい。

切　　取　　線

登 園 許 可 証 明 書

（　　）組　氏名（　　）

下記疾病の経過が良好で感染のおそれもなくなりましたので、登園してもさしつかえありません。

1. インフルエンザ
2. 百日咳
3. 麻疹（はしか）
4. 風疹
5. 流行性耳下腺炎（おたふく風邪）
6. 水痘（みずぼうそう）
7. 咽頭結膜熱（プール熱）
8 腸管出血性大腸菌感染症
9. 流行性角結膜炎
10. 急性出血性結膜炎
11. 容連菌感染症
12. ウイルス性肝炎
13. 手足口病
14. 伝染性紅斑（りんご病）
15. ヘルパンギーナ
16. マイコプラズマ感染症
17. 流行性嘔吐下痢症
18. その他〔　　〕

平成　　年　　月　　日

医師氏名　　印

医療機関へお願い

平素は当園園児の健康管理等につき色々とご指導を賜りまして有難うございます。

誠にご面倒乍ら、上記のご証明を戴きます様よろしくお願い申し上げます。